

北名古屋水道企業団業者等選定事務取扱要綱

昭和58年5月25日

要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、北名古屋水道企業団業者選定審査会規程（昭和58年西春日井郡東部水道企業団規程第2号。以下「規程」という。）の規定に基づき、北名古屋水道企業団業者選定審査会（以下「審査会」という。）における事務取扱について必要な事項を定めることを目的とする。

(審査会への付議)

第2条 指名競争入札及び随意契約によるもので、設計金額又は予定金額が100万円以上のものは、審査会に付議しなければならない。ただし、北名古屋水道企業団契約規程（平成20年北名古屋水道企業団規程第2号）第30条の規定による随意契約の内容等の公表をする場合又は緊急を要する場合は、この限りでない。

(指名基準)

第3条 指名候補者の選定は、別表第1の指名基準により行うものとする。ただし、参加人員については、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。

(選定原案提出)

第4条 第2条の規定に該当する事業（以下「工事等」という。）を発注しようとする担当課長は、審査会委員長に指名候補者選定原案（第1号様式）を提出しなければならない。

2 指名候補者選定原案を作成する場合は、次の各号に留意しなければならない。

- (1) 地理的条件
- (2) 技術的条件
- (3) 過去の成績及び信用度

(指名停止の要件及び期間)

第5条 入札の参加資格を有する者（以下「有資格業者」という。）が、別表第2及び別表第3の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件に該当するときは、情状に応じて別表各号に定める期間の範囲内において、指名停止にすることができる。

2 有資格業者が、北名古屋水道企業団不当要求行為等防止条例（平成16年西春

日井郡東部水道企業団条例第3号)第7条第1項の規定による警告を受けた場合は、6箇月以上12箇月以内の範囲内において、指名停止にすることができる。

3 有資格業者が、1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものを適用する。

4 入札の指名通知を受けた場合であっても、入札の執行前に指名停止を受けたときは、当該入札についての指名はなかったものとして取り扱うものとする。

(停止期間の短縮)

第6条 前条に定める指名停止の期間は、審査会が必要と認めた場合は、次の各号の範囲内で期間を短縮することができる。

(1) 地理的条件の場合

ア 本企業団以外愛知県内で発生したとき 50%以内

イ 愛知県以外で発生したとき 75%以内

(2) その他特別の理由がある場合 審査会が認めた期間

(審査結果の報告)

第7条 規程第6条の審査結果の企業長への報告は、業者選定審査会会議録(第2号様式)を添付しなければならない。

2 関係課及び有資格業者への通知は、次に掲げる様式により行うものとする。

(1) 指名停止決定について 第3号様式

(2) 指名停止決定通知書 第4号様式

(事実調査等)

第8条 別表各号に該当する情報を得た場合は、審査会は関係有資格業者及び官庁その他の公私の団体等に対し調査又は照会するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて審査会において定める。

附 則(昭和58年5月25日要綱第1号)

この要綱は、昭和58年6月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月19日要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和59年12月1日から適用する。

附 則(昭和61年1月24日要綱第1号)

この要綱は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成元年 3 月 2 5 日要綱第 2 号）

この要綱は、平成元年 3 月 2 5 日から施行する。

附 則（平成 2 年 3 月 2 0 日要綱第 2 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 2 年度の施行事業から適用する。

附 則（平成 3 年 3 月 2 2 日要綱第 1 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 3 年度の施行事業から適用する。

附 則（平成 4 年 3 月 1 6 日要綱第 1 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 4 年度の施行事業から適用する。

附 則（平成 6 年 3 月 2 4 日要綱第 1 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 6 年度の施行事業から適用する。

附 則（平成 9 年 3 月 2 5 日要綱第 2 号）

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 1 2 月 7 日要綱第 6 号）

この要綱は、平成 1 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 5 月 2 日要綱第 1 号）

この要綱は、平成 1 3 年 5 月 1 5 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 7 月 1 2 日要綱第 2 号）

1 この要綱は、平成 1 6 年 7 月 1 2 日から施行する。

2 この要綱施行の際、改正前の西春日井郡東部水道企業団指名審査等事務取扱要綱の規定に従って指名見合わせを受けているものの指名見合わせは、解除とし、その後の取扱いについては、改正後の西春日井郡東部水道企業団指名審査等事務取扱要綱を適用する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 1 5 日要綱第 1 号）

この要綱は、平成 1 8 年 3 月 2 0 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 3 月 1 6 日要綱第 1 号）

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 1 9 日要綱第 1 号）抄
（施行期日）

1 この要綱は、平成 2 0 年 3 月 1 9 日から施行し、平成 2 0 年度予算事業から適

用する。

附 則（平成 20 年 3 月 19 日要綱第 2 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 25 日要綱第 3 号）

- 1 この要綱は、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の北名古屋水道企業団指名審査等事務取扱要綱別表第 3 第 3 号から第 5 号までの規定は、平成 21 年 7 月 10 日から適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 17 日要綱第 1 号）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 2 月 2 日要綱第 1 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 20 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

指名基準

区分	工事等の設計金額又は予定金額の範囲	有資格業者	
		等級	参加人員
イ	1億円以上	A	10人以上
ロ	5,000万円以上 1億円未満	B以上	8人以上
ハ	1,000万円以上 5,000万円未満	C以上	6人以上
ニ	500万円以上 1,000万円未満	D以上	5人以上
ホ	100万円以上 500万円未満	D以上	4人以上
ヘ	50万円以上 100万円未満	D以上	3人以上
ト	10万円以上 50万円未満	D以上	2人以上
チ	10万円未満	D以上	1人以上

備考 本社を給水区域内に有する業者については、格付された等級を工事経歴、成績等を考慮して1級上位に格付することができる。

別表第2（第5条関係）

請負契約において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
（過失による粗雑工事） （1） 企業団と締結した請負契約に係る工事の施行に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。 （2） 国（公社及び公団を含む。）又は他の地方公共団体（以下「公共団体等」という。）が発注した工事で前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事」という。）の施行に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内 当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
（契約違反） （3） 第1号に掲げる場合のほか、企業団発注工事の施行に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）	

(4) 企業団発注工事の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上6箇月以内
(5) 一般工事の施行において、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	当該認定をした日から1箇月以上3箇月以内
(6) 企業団発注工事の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内
(7) 一般工事の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上2箇月以内

別表第3（第5条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
(1) 次のア、イ又はウに掲げる者が企業団職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）	4箇月以上12箇月以内
イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所等（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）	3箇月以上9箇月以内

ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	2箇月以上6箇月以内
(2) 次のア又はイに掲げる者が公共団体等の職員に対し行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3箇月以上9箇月以内
イ 一般役員等 (独占禁止法違反行為)	1箇月以上3箇月以内
(3) 企業団が締結した契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から3箇月以上12箇月以内
(4) 公共団体等において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
(5) 公共団体等が締結した契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。 (競売入札妨害又は談合)	刑事告発を知った日から3箇月以上12箇月以内
(6) 企業団が締結した契約に関し、次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	4箇月以上12箇月以内
イ 一般役員等又は使用人	3箇月以上12箇月以内
(7) 公共団体等が締結した契約に関し、次のア又はイに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
ア 代表役員等	3箇月以上12箇月以内
イ 一般役員等又は使用人	1箇月以上12箇月以内

(建設業法違反行為)	
(8) 企業団が締結した契約に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2箇月以上9箇月以内
(不正又は不誠実な行為)	
(9) 別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内
(10) 別表第2及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内

第 1 号様式（第 4 条関係）

指 名 候 補 者 選 定 原 案
施行事業内訳

指 名 基 準	区 分	イ ・ ロ ・ ハ ・ ニ ・ ホ			
	等 級				
	参 加 人 員	人以上			
契 約 の 方 法	指名・随意	担当課		原案作成者	

番 号	事 業 名	事 業 場 所	事 業 概 要	予 定 工 期		備 考
				着 手	しゅん工	

指名候補者

選定欄	番 号	格 付	指名業者名	所 在 地	指 名 理 由

第2号様式（第7条関係）

業 者 選 定 審 査 会 会 議 録

実 施 日 時	年 月 日 時 分から
実 施 場 所	
出 席 委 員	以上 名
会 議 内 容	
会 議 録 作 成 者	課名（ ） 氏名

(添付書類)

業 者 選 定 審 査 会 決 定 調 書

- | | |
|---------|------------------|
| 1 審査事項 | 指名業者・指名停止・指名見合わせ |
| 2 事業名 | (数あるときは事業番号でもよい。 |
| 3 決定業者名 | 下記のとおり |
| 4 決定理由 | |

[illegible]

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

様

北名古屋水道企業団
企業長

指名停止決定について（通知）

このことについて、下記のとおり指名停止することに決定したので通知します。

記

- 1 指名停止業者名
- 2 指名停止期間
- 3 指名停止理由

第4号様式

指 名 停 止 決 定 通 知 書

年 月 日

様

北名古屋水道企業団
企業長

このことについて、下記のとおり指名停止することに決定したので通知します。

記

- 1 指名停止期間
- 2 指名停止理由